

～社会課題解決の本格的な事業展開及び新社会システムの実装を目指す～

静岡市 出資による社会変革(共創型)推進事業

募集要領

令和7年 10 月

静岡市

1. 趣旨

社会が大きな変革期にある中、静岡市が抱える課題を解決し、新たな価値を創出するためには、市とスタートアップとの共働による取組が効果的であり、そうした取組を推進する仕組みが必要です。

一方、スタートアップの社会実装及び事業拡大にあたっては、事業フェーズに応じた資金調達が必要であり、それらに対する支援体制の充実が求められています。

既に本市では、「静岡市社会変革(GX・BX)推進事業」として、GX・BX 分野における社会課題の解決に取り組む企業に対して出資による支援を行っていますが、本制度では、GX・BX 分野に限らず、本市が抱える様々な社会課題の解決を促進するため、市と共働して新たな技術・ビジネスモデルの社会実装や市内での本格的な事業展開を進めるスタートアップを出資により支援します。

2. 出資額

1者あたり上限3,000万円とします。

※ 予算額(6,000万円)の範囲内で実施します。

※ 出資比率は25%未満とします。

※ 出資方法については、協議によって決定します。

3. 募集する対象者

静岡市と中長期にわたって共働し、新たな技術・ビジネスモデルを活用して本市が抱える社会課題の解決に取り組む法人を募集します。

4. 対象者の要件

(1)次に掲げる事業を実施し、当該事業が社会実装段階に至った法人であること。

①本市の「知・地域共創コンテスト」等にて、本市との共働により社会課題解決に取り組む事業

②他自治体との共働により社会課題解決に取り組む事業

(2)金融機関からの融資または投資家等からの投資を受けていること(予定を含む)。

(3)本市内に本社または事業所を有していること(移転予定及び新法人の設立も含む)。

(4)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない法人であること。

(5)静岡市入札参加資格停止等措置要綱(平成24年4月1日施行)による入札参加停止措置の期間中ではないこと。

(6)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続の開始の申立てがなされている法人(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)及び民事再生法(平成11年法律第255号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている法人(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

(7)法人の代表者及び役員等が、静岡市暴力団排除条例(平成25年静岡市条例第11号)第6条第2項に掲げる暴力団員等、暴力団員の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

(8)直近の1年間において法人税、消費税及び地方消費税、地方税を滞納していないこと。

5. 募集期間

- (1)募集要領公表 令和7年10月30日(木)から
(2)募集期間 令和7年10月30日(木)から令和8年1月21日(水)まで

6. 申請方法

(1)質問書

本要領の内容についての質問は、下記申請フォームにて送付してください。

質問の回答は、一覧表形式で随時静岡市のHPにて公表します。

申請フォーム <https://logoform.jp/form/79j2/1272392>

静岡市HP <https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2859/s013106.html>

質問受付期間:令和7年10月30日(木)から令和7年12月24日(水)まで

回答公表期間:令和7年10月30日(木)から令和8年1月21日(水)まで

(2)申請書等

申請に当たっては、下記の申請書等を申請フォームにより提出してください。

① 申請書類

- | | |
|----------------|----|
| ア 申請書【様式1】 | 1部 |
| イ 企業情報シート【様式2】 | 1部 |
| ウ 事業計画書(様式任意) | 1部 |

※事業計画書については、下記内容を記載して20ページ程度で提出すること。

1. 自社の概要

- 1.1. 自社の概要(設立年、沿革、経営理念、ビジョン・ミッション等)
- 1.2. これまでの自社実績(本市や他自治体との実施実績)

2. 市と共働で解決する社会課題と社会的インパクト

- 2.1. 解決に取り組みたい社会課題
- 2.2. 当該課題の要因、構造分析
- 2.3. 当該課題の解決方法
- 2.4. 共創が生み出す社会的インパクト
- 2.5. 社会的インパクト創出へのロードマップ

3. 事業戦略

- 3.1. 社会的インパクトと収益性を両立するためのビジネスモデル
- 3.2. 対象市場と顧客層分析
- 3.3. 製品・サービスの競争優位性

4. 実施体制と計画

- 4.1. 実施体制、リスク管理
- 4.2. 実施スケジュール(3～5年程度)
- 4.3. 収支計画、出資金の使途

- | | |
|-------------------------|----------|
| エ 暴力団排除に関する誓約書兼同意書【様式3】 | 1部 |
| オ 履歴事項全部証明書(直近3か月以内のもの) | 1部(コピー可) |
| カ 貸借対照表、損益計算書(直近3年分) | 1部(コピー可) |

※直近3年分がない場合は決算済みの直近年度分までを提出してください。

※事業初年度の場合は、今期の事業計画を提出してください。

キ 納税証明書(直近のもの) 1部(コピー可)

国 税:様式その3の3(法人税、消費税及び地方消費税)

地方税:法人市民税証明書と固定資産税証明書

ク 金融機関等からの投融資証明書類 1部(コピー可)

② 申請フォーム

<https://logoform.jp/form/79j2/1242662>

7. 選考方法

出資先候補者を下記の審査によって選考します。

(1) 予備審査

事務局において申請書等に不備がないか確認します。なお、必要に応じ、申請書に記載された内容の詳細を確認するためのヒアリングを実施します。(ヒアリングは複数回実施する場合があります。)

(2) 本審査

「静岡市 出資による社会変革(共創型)推進事業審査会」が審査を行い、出資先候補者を選定します。

なお、審査は、別紙1「審査基準」に基づき、項目毎に数値化して行います。

8. 選考結果

選考結果は、全ての申請者に通知します。

なお、審査内容等についての問い合わせについては回答しません。

9. 出資先候補者との協議

選考結果の通知後、市は出資先候補者と速やかに出資方法及び出資条件等について協議します。

なお、出資先候補者との協議が整わなかった場合は、出資先候補者の決定を取り消すものとします。

10. 出資契約について

出資方法及び出資条件等についての協議が整った場合は、出資に関する契約を締結します。

11. 出資後の支援について

市は、次に掲げる項目について、出資先企業への支援を行うことを予定しています。

(1) 事業計画等の策定・更新の支援

各年における事業計画の策定や中長期的なロードマップの更新等を連携・協力して実施します。

(2) インパクトレポートの作成の支援

社会的インパクトを可視化し、企業の社会的信用やブランド価値の向上に資するインパクトレポートの作成を支援します。

(3) 社会実装や事業拡大への支援

市内企業や関係団体等との連携・マッチング支援や、公共施設等のフィールド提供、市が直接実施する事業との連携などを実施します。

12. その他

- (1)関係書類の作成及び提出に係わる一切の費用は、申請者の負担とします。
- (2)提出された書類は、審査以外に使用しません。
- (3)提出された関係書類は、選定手続きに必要な範囲において複製することがあります。
- (4)原則として、申請書等の提出後の関係書類の差し替えや再提出は認めません。
- (5)申請書類については、返却しません。
- (6)申請書類の著作権は提案者に帰属します。ただし、静岡市は審査に関する報告、公表等に必要な場合には、申請者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で利用できるものとします。

13. 問い合わせ先

静岡市経済局産業政策課 田中、木村

〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号

TEL 054-354-2672 FAX 054-354-2132

E-mail sangyouseisaku@city.shizuoka.lg.jp

静岡市 出資による社会変革(共創型)推進事業 審査基準

審査項目	審査ポイント
共創性	●単なる実証や調達ではなく、中長期的に効果的な新しい社会システムづくりとなっているか。 ●複数のステークホルダー(企業、行政、市民など)との連携関係が強固に構築されているか。
社会的インパクト	●当該事業の効果が定量・定性的に示され、広範な市民や地域が恩恵を享受できるか。 ●社会的インパクトを実現するための中長期的なロードマップが明確かつ妥当なものであるか。 ●市にとって十分な社会的、経済的なリターンが見込まれ、市が求める規模の事業実施や効果が期待できるか。
革新性	●従来の解決策とは異なる新たな技術や視点、ビジネスモデルにて、効果的かつ革新的な価値を創出する事業となっているか。 ●既存の製品・サービスに対して競争優位性を持ち、価値の提供先となる対象のニーズに合っているか。
事業持続性	●持続的な事業運営を可能にするための明確な収益モデルが確立されているか。 ●当該事業が中長期的にわたって継続、又は成長し、他地域でも展開・拡大可能なものとなっているか。
実現可能性	●当該事業における製品・サービスの成熟度・有効性が根拠(実証での実績、技術的根拠など)に基づいたものとなっているか。 ●最近の財務状況等から、事業を適切に遂行できると期待できるか。 ●社会的インパクトを実現していくためのガバナンス、リスク管理やコンプライアンス遵守の体制が整備されているか。 ●当該事業を実現する上でスケジュールが明確かつ妥当なものであるか。

申請書類 各種様式

申請書

(宛先)静岡市長

(申請者)

所 在 地

名 称

代表者職氏名

次のとおり、静岡市 出資による社会変革(共創型)推進事業に申請します。

なお、当該申請書及び関係書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

1 申請書類

(1)申請書【様式1】	1部
(2)企業情報シート【様式2】	1部
(3)事業計画書(任意様式)	1部
(4)暴力団排除に関する誓約書兼同意書【様式3】	1部
(5)履歴事項全部証明書(直近3か月以内のもの)	1部
(6)貸借対照表、損益計算書(直近3年分)	1部
(7)納税証明書(直近のもの)	1部
国 税:様式その3の3(法人税、消費税及び地方消費税)	
地方税:法人市民税証明書と固定資産税証明書	
(8)金融機関等からの投融資証明書類	1部

2 参加資格

この提案にあたり、次の(1)から(8)の条件を満たしています。

(1)次に掲げる事業を実施し、当該事業が社会実装段階に至った法人であること。

- ①本市の「知・地域共創コンテスト」等にて、本市との共働により社会課題解決に取り組む事業
- ②他自治体との共働により社会課題解決に取り組む事業

(2)金融機関からの融資または投資家等からの投資を受けていること(予定を含む)。

(3)本市内に本社または事業所を有していること(移転予定及び新法人の設立も含む)。

(4)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当しない法人であること。

(5)静岡市入札参加資格停止等措置要綱(平成 24 年4月1日施行)による入札参加停止措置の期間中でないこと。

(6)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続の開始の申立てがなされている法人(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)及び民事再生法(平成 11 年法律第 255 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている法人(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

- (7)法人の代表者及び役員等が、静岡市暴力団排除条例(平成 25 年静岡市条例第 11 号)第6条第2項に掲げる暴力団員等、暴力団員の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (8)直近の1年間において法人税、消費税及び地方消費税、地方税を滞納していないこと。

3 連絡担当者

- (1)所 属
- (2)職 氏 名
- (3)電話番号
- (4)E-mail

【様式2】

企業情報シート

実施する事業	※ 事業名を記載してください。	
企 業 名	株式会社〇〇〇〇〇	
代表者職氏名	代表取締役社長 〇〇 〇〇	
所 在 地	〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号	
担当者職氏名	係長 〇〇 〇〇	
担当者連絡先	電話番号:〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 E-mail:〇〇〇〇@〇〇〇〇	
企 業 概 要	業 種	※ 日本標準産業分類 小分類を記載してください。
	設立年月	平成〇〇年〇〇月設立
	資 本 金	〇〇〇〇万円
	従業員数	〇〇〇人
企 業 概 要 ※新たに静岡市内 に法人を設立す る場合	企 業 名	株式会社〇〇〇〇〇(予定)
	代表者職氏名	代表取締役社長 〇〇 〇〇(予定)
	所 在 地	〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号(予定)
	設立年月	令和〇年〇〇月設立(予定)
	資 本 金	〇〇〇〇万円(予定)
	従業員数	〇〇〇人(予定)

【出資方法】

※ 希望する出資金額、出資方法について記載してください。 例1)共同出資により新会社を設立(3,000万円、出資比率〇%) 例2)2,000万円の新株予約権を発行(出資比率〇%) ※ 出資に対する権利(配当等)についても記載してください。

※ 提案シートの提出にあたっては、赤字を削除して提出してください。

【様式3】

暴力団排除に関する誓約書兼同意書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住 所

商号又は名称
代表者職氏名

- 1 当社(私)は、次に掲げるものに該当しないことを誓約します。
 - (1)役員等(静岡市の事務事業の契約相手方が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員等(静岡市暴力団排除条例(平成 25 年静岡市条例第 11 号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)であると認められるもの
 - (2)暴力団(静岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ)、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるもの
 - (3)役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるもの
 - (4)役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるもの
 - (5)役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの
- 2 当社(私)は、静岡市から前項各号に該当するものか否かを確認するため履歴事項全部証明書等必要書類の提出を求められたときは、直ちに提出します。
- 3 当社(私)は、本誓約書兼同意書及び別紙役員等氏名一覧に記載した情報を、静岡市が警察署に提供することに同意します。
- 4 当社(私)は、別紙役員等氏名一覧に記載された全ての者から、前項の規定による提供について十分に説明し、真摯な同意を得ていることを誓約します。
- 5 当社(私)は、静岡市との契約内容の履行に当たり、第1項各号に該当するものと契約しないことを誓約します。
- 6 当社(私)は、静岡市との契約内容の履行に当たり、締結した契約の相手方が第1項各号に該当するものと判明し、静岡市からは是正措置の要請を受けた場合は、当該要請に従います。以上

別紙

商号又は名称

役員等氏名一覧

役職名	氏名 カナ	氏名 漢字	住所	性別 (男 女)	生年月日 (大正 T、昭 和 S、平成 H)

(注)

- 1 法人登記の現在事項全部証明書の「役員に関する事項」に記載されている役員(取締役、監査役等のほか、支配人が契約を締結する場合には、その者も含む。)全員を記載してください。
- 2 上記に記載された個人情報については、暴力団員等の該当性の確認にのみ使用し、その他の目的には一切使用しません。また、その取扱いについては、静岡市個人情報保護条例を遵守し、適正に管理いたします。